

## 香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

令和5年1月27日

告示第5号

### (趣旨)

第1条 この告示は、性の多様性を認め合い、性的指向及び性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指した、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向や性自認のあり方が少数である者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップにある2人であって、そのいずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定している者は、次の各号のいずれにも該当する場合に宣誓をすることができる。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項第3号において同じ。)がいないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと。
- (3) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について、あらかじめ市と調整するものとする。

2 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓の日以前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

（1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書

（2）当事者のいずれかが市内への転入を予定していることを証明するに足りる資料（当事者が市内に住所を有していない場合に限る。）

（3）戸籍の抄本その他配偶者がいないことを証明することができる書類

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、そのいずれか一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下、これを代書させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、第2項の規定により宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、市に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

（1）個人番号カード

（2）旅券

（3）運転免許証

（4）前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

（5）その他市長が適当と認める書類

5 宣誓をした者（前条に規定する市内への転入を予定している者に限る。）は、当該宣誓をした日から14日以内に、住民票の写し等市内へ転入したことを証明する書類を市長に提出するものとする。この場合において、当該期間内に当該書類の提出が困難である場合には、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名を使用することを希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書

類を、宣誓する時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により宣誓書を提出した者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該提出者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)(以下「受領証等」という。)に、宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用するときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損、汚損その他の事由により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けようとするときは、既に交付した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付申請書の提出について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。

4 前項の規定により受領証等の再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合(次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に当該変更の内容を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 宣誓者は、前項の規定による変更届の提出の際に、第4条第4項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更

前の受領証等は、市が回収するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項に定める場合を除く。）。

(4) 次条の規定により宣誓が無効となったとき。

(5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

3 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

4 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、同号の事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

(1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条又は第4条第5項の規定に違反するとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第8号）の交付を受けることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による証明書交付申請書の提出について準用する。

(地方公共団体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体へ転出することにより市内に住所を有しなくなる場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第9号）を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該地方公共団体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している地方公共団体から市内に転入した者であって、継続使用の手続が行われたものは、当該地方公共団体から交付されたパートナーシップを証明する書類を本市において継続して使用することができる。

(施策の推進に当たっての配慮)

第13条 市長は、施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第14条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している間に限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により返還届が提出された場合、同条第3項の規定により受領証等が返還されたものとみなした場合又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望する場合には、これを廃棄することができる。

(啓発)

第15条 市は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

## パートナーシップ宣誓書

(宛先)香南市長 様

私たちは、香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、署名します。

			宣誓日	年	月	日
宣誓者	住所	.....	.....			
	ふりがな	.....	.....			
	氏名 又は通称名	.....	.....			
	戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)	.....	.....			
	生年月日	年 月 日	年	月	日	
	電話番号	.....	.....			
	メールアドレス	.....	.....			

代書者	住所	.....
	ふりがな	.....
	氏名	.....
	電話番号	.....
	メールアドレス	.....

## パートナーシップ宣誓にあたっての確認書

私たちは、香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下の内容を確認した上で、パートナーシップの宣誓を行います。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度所管部署が確認することに同意します。

(自署)  
氏名

(自署)  
氏名

※必ずお二人で確認してください。

確 認 事 項			
要 綱	項 目	回 答 (該 当 する もの に 「 <input checked="" type="checkbox"/> 」)	
第2条 第2号	(関係性) 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条	(住所) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有している、又は14日以内に市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
		転入予定者氏名 ..... 転入予定年月日 ..... 年 月 日  転入予定者氏名 ..... 転入予定年月日 ..... 年 月 日	
第3条 第1号	(年齢) 宣誓日当日において、民法第4条に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条 第2号	(配偶者等の有無) 配偶者(事実婚を含む。)がない。宣誓者以外の者とパートナーシップを宣誓していない。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条 第3号	(近親者でないこと) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にない。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
上記要件に変更が生じた際は、受領証及び受領カードを返還してください。		<input type="checkbox"/> 確認しました	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ② 戸籍抄本等
- ③ 通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類  
また、本人を確認することができる書類(個人番号カード、旅券(パスポート)、運転免許証など)を提示してください。

パートナーシップ宣誓書受領証

_____ 様 ( 年 月 日生 )	_____ 様 ( 年 月 日生 )
住所 _____	住所 _____
_____	_____
宣誓日 年 月 日	交付番号 _____

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

香 南 市 長





注意事項

- 次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。
  - (1) パートナーシップを解消したとき。
  - (2) 一方が死亡したとき。
  - (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。
  - (4) 宣誓が無効となったとき。
  
- 次の場合には、宣誓は無効となります。
  - (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
  - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 宣誓の対象者の要件に違反しているとき。
  - (4) 市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
  
- この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)」を御提出ください。

特記事項

※戸籍上の氏名、再交付日等

受領証の提示を受けられた方へ

香南市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を御理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

1. パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいいます。

2. 宣誓を受けた際に確認した事項

この受領証は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認めた場合に交付されます。

- (1) いずれか一方が市内に住所を有していること(転入予定を含む。)
- (2) 成年に達していること
- (3) 配偶者(事実婚を含む。)がないこと
- (4) 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと(パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。)

様式第3号(第6条関係)

パートナーシップ宣誓書受領カード	
香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓者	
【本人】	【パートナー】
氏名	氏名
(                   年   月   日生)	(                   年   月   日生)
住所	住所
宣誓日                   年   月   日	
交付番号	香南市長                   印

(表)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">特記事項</div> ※戸籍上の氏名、再交付年月日等 戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)	
【本人】	【パートナー】
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">注意事項</div>	
○ 次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。 (1) パートナーシップを解消したとき。 (2) 一方が死亡したとき。 (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。 (4) 宣誓が無効となったとき。	○ 次の場合には、宣誓は無効となります。 (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意欲がないとき。 (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。 (3) 宣誓の対象者の要件に反しているとき。 (4) 市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">受領カードの提示を受けられた方へ</div>	
香南市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領カードの提示を受けられた方は、制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。	

(裏)

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 2 背景には、適宜意匠を加えるものとする。

## パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

申請日	年 月 日	※それぞれ自署してください。	
宣誓日	年 月 日	交付番号	
宣誓者	住所	住所	
	氏名	氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日 年 月 日
	電話番号	電話番号	
再交付を希望する書類	※希望する書類に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード		※希望する書類に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード
再交付を希望する理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・再交付を希望する書類（毀損・汚損を理由とする場合）

また、本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

パートナーシップ宣誓事項変更届

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

届出日	年 月 日		※それぞれ自署してください。	
宣誓者	住所	(変更前)	住所	(変更前)
		(変更後)		(変更後)
	氏名	(変更前)	氏名	(変更前)
		(変更後)		(変更後)
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
	宣誓日	年 月 日	交付番号	
その他の変更	(変更前)	(変更後)		
変更理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居・転入・転出 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ① 変更内容を確認することができる書類（住民票の写し・戸籍抄本など）
- ② パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード

また、本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

### パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項の規定により、受領証等を返還します。

届出日	年 月 日			※それぞれ自署してください。				
届出者	住所			住所				
	氏名			氏名				
	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日
	電話番号			電話番号				
	宣誓日	年	月	日	交付番号			
返還理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 一方の死亡 <input type="checkbox"/> 香南市から転出 <input type="checkbox"/> その他（ ）							

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード

また、本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

## パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第11条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書の交付を申請します。

交付申請日	年 月 日			
宣誓者	住所		住所	
	氏名		氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
	宣誓日	年 月 日	交付番号	
証明書の提出先	※該当する提出先に✓してください。 <input type="checkbox"/> 香南市役所 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

### 《確認書類について》

本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

氏名 又は通称名		氏名 又は通称名	
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)	
住所		住所	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	返還日	年 月 日
交付番号		返還理由	

上記のとおり、香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書に記載されている内容等について証明します。

年 月 日

香 南 市 長



パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第12条第1項の規定により、以下のとおり継続使用することを申請します。

なお、本申請書、パートナーシップ宣誓書、パートナーシップ宣誓に当たっての確認書及びパートナーシップ宣誓に係る提出書類の写しを、転出先の市区町村へ提供することに同意します。

申請日	年 月 日		※それぞれ自署してください。	
宣誓者	住所	(転出元住所) ..... (転出先住所)	住所	(転出元住所) ..... (転出先住所)
	氏名		氏名	
	戸籍上の氏名		戸籍上の氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
	宣誓日	年 月 日	交付番号	
	転出予定日	年 月 日	転出予定日	年 月 日

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を提示してください。

- ① パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード
- ② 本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）